

## 別紙様式3 (一般競争入札)

## 令和3年度 広島北部森林管理署公共工事契約状況

令和3年9月6日

分任支出負担行為担当官  
広島北部森林管理署長 細川 博之

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
伊与谷林業専用道新設外工事	広島県庄原市口和町 甲野村山国有林外	林道工事	新設 390m外	一般競争入札(価格競争)
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
45,128,000円	39,953,280円	令和3年8月25日	(株)大成和 富山県氷見市阿尾650-4	
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期		
40,500,000円	令和3年9月	令和4年3月		

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかつた者の商号又は名称及びその者を参加させなかつた理由  
別紙「競争参加資格確認結果書」のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別紙「入札筆記書」のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別紙「工事積算内訳書」のとおり

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和 3年 7月 7日

分任支出負担行為担当官  
広島北部森林管理署長 細川 博之

### 1 工事概要等

(1) 工事名 伊与谷林業専用道新設外工事(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 広島県庄原市口和町(甲野村山国有林外)

(3) 工事内容 林業専用道新設 390m  
林業専用道改良 650m

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年3月16日まで

(5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6) 本工事は、週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事(受注者希望方式)である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)に基づく工事成績評定(以下「工事成績評定」という。)において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(9) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。

(10) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

(11) 本工事は、「共通仮設費のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

營 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局における令和3・4年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事A、B C、D等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：森林土木工事（治山工事における渓間工事・山腹工事、林道事業における林道新設工事（林業専用道を含む）・林道改良工事（林業専用道を含む）・林道災害復旧工事（林業専用道を含む）。

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績表の評定点（以下「工事成績評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。

共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき配置できること。

また、主任技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間

工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保をし、発注者の承認を得た場合は主任技術者の配置は要しない。

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者。

イ 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。

ただし、共同企業体であっては、1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。

なお、当該施工経験が森林管理局長等が発注した工事に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定の評定点の平均が65点未満のものは施工経験として認めない。

ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号、第15条第2号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等が発注した同種工事で、令和元年度及び令和2年度に完成・引渡しした工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上あること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。(入札説明書参照)

(10) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、近畿中国森林管理局管内に所在すること。また、共同企業体として申請書及び確認資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下に定める届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(13) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。この場合、(1)及び(3)から(12)までの事項を全て満たしているときは、開札の時において(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

### 3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和3年7月8日から令和3年7月21日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)。

イ 提出場所

〒728-0012 広島県三次市十日市中2丁目5-19

広島北部森林管理署 総務グループ

電話 050-3160-1000

ウ その他

電子入札システムを用いて提出すること。

詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAX等によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合はイの場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限必着。)すること。

(3) 申請書及び確認資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)のアに規定する期限内に申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

### 4 入札手続等

(1) 担当部局:上記3の(2)のイと同じ

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により紙入札方式により入札を予定している者等には、下記アからウにより入札説明書等必要な情報を交付する。

ア 交付期間:令和3年7月7日から令和3年8月16日まで(休日を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)。

イ 交付場所:上記(1)と同じ

ウ その他:配付資料は無料である。電子データを交付するので、電子データを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札方式による入札の開始は、令和3年8月12日 9時00分、締め切りは、令和3年8月17日 10時00分。

イ 紙入札方式による入札の場合は、ウの開札日に入札書を持参し、広島北部森林管理署会議室において令和3年8月17日 10時00分に入札すること。

- ウ 開札は、令和3年8月17日 10時30分に、広島北部森林管理署会議室において行う。
- エ 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

## 5 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金:免除

イ 契約保証金:納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

### (3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式は自由。)を電子入札システム等により提出をすること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式は自由。)を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出等の入札は、無効とする。

### (4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

### (5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (6) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム)等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。

### (7) 契約書作成の要否:要

### (8) 関連情報を入手するための照会窓口:上記3の(2)のイと同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(平成16年7月29日付け16林政第269号林野庁長官通知)による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 建設業者は、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。

(14) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について

工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。

ただし、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる場合がある。この場合の要件並びに手続き等については、入札説明書等による。

(15) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[発注者綱紀保持対策](#)」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

( 別添1 )

競争参加資格確認結果書

工事（業務）名：伊与谷林業専用道新設外工事  
発注機関名：広島北部森林管理署  
入札公告日：令和3年7月7日  
競争参加資格確認結果通知日：令和3年7月26日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株) 大成和	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

## 入札筆記書

調達案件番号

003805013020210002

調達案件名称

伊与谷林業専用道新設外工事(広島北部森林管理署)

業者名称	業者区分	第1回入札金額	結果
(株)大成和		40,500,000	落札

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和03年8月17日

部 署

近畿中国森林管理局広島北部森林管理署

入札書比較価格

(税抜き) 45,128,000

予定価格

(税込み) 49,640,800

調査基準価格

(税抜き) 39,953,280

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

細川 博之

立会・確認担当署名

林 和男 實成 知明

令和3年度

積算内訳書

路線名 伊与谷林業専用道 支線名

工事名 伊与谷林業専用道新設外工事

施工地 広島県庄原市口和町  
甲野村山国有林外

森林管理局 近畿中国森林管理局

森林管理署 広島北部森林管理署

事務所名等 本署

## 本工事費内訳表

伊与谷林業専用道新設工事

広島北部森林管理署 本署

明細表

# 明細表

明細表

## 明 細 表

## 明 細 表

明細表

## 明 細 表

## 明 細 表

# 明細表

伊与谷

## 明細表

9 間接工事費 現場管理費		(構造)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック	(サブブロック)	(ブロック略称)
		広島北部森林管理署		本署	53	429	広島(豪)
単価No	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	
	現 場 管 理 費		1.0	式	-	10,251,000	
	計					10,251,000	
A	直接工事費		24,814,000	円			
B	純工事費	(支給品費等含まない)	28,023,000	円			
C	産業廃棄物処分費等		0	円	C 支給品費等	374,622	
D	現場管理費算定対象額	(B - C + C')	28,397,622	円			
E	現場管理費率	(Dで算定)	34.06	%	8 道路工事		
F	施工時期補正 設定期工期	(標準工期)		日 (	229 日)		
G	冬期期間内工期			日			
H	級地区分補正係数		0.00				
I	冬期率 (I' 年度内工期率)	(G/F * 100)	0.00	%			
J	冬期補正率	(H*I/100)	0.00	%			
K	真夏日		0	日			
L	真夏日率	(K/F * 100)	0	%			
M	熱中症対策補正率	(L * 1.2/100)	0.00	%			
N	施工地域補正係数		1.00				
O	週休2日補正係数		1.06				
P	補正現場管理費率	(E * N + (J+M)) * O	36.10	%	(J+Mの最大は2.0%)		
Q	算定現場管理費	(D * P/100)	10,251,541	円			
R	端数切捨額	(千円止)	-541	円			
S	現場管理費	(Q+R)	10,251,000	円			

10 一般管理費等		(構造) 計算内容は下記参照	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック	(サブブロック)	(ブロック略称)
		広島北部森林管理署		本署	53	429	広島(豪)
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	
一般管理費等			1.0	式	-	6,854,000	
計						6,854,000	
O 工事原価		伊与谷	38,274,000 円	支給品費	374622 円		
			0 円	産廃処分費	0 円		
			0 円	(対象額は、上記金額を除外)			
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
			0 円				
A 一般管理費等算定対象額(産廃処分費等で補正)		38,274,000 円					
B 一般管理費等率 (Aで算定)		17.87 %					
C 補正係数		1.00					
D 補正一般管理費等率 (B * C)		17.87 %					
E 率部一般管理費等額 (A * D / 100)		6,839,564 円					
F 契約保証補正值 0.04 %							
G 契約保証補正額 (A * F / 100)		15,309 円					
H 算定一般管理費等 (E + G)		6,854,873 円					
I 採用一般管理費等 (千円止)		6,854,000 円					